

玉野市社会福祉協議会指定業者登録申請の提出 及び記入上の注意事項について

受付期間

下記の間随時

平日の午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

※郵送可

受付場所・問合せ先

〒706-0002

玉野市築港4-25-10

社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会 総務課

Tel：（0863）31-5601 Fax：（0863）31-5638

有効期間

有効期間は特に設けませんが、登録内容に変更がありましたら変更届をご提出いただきますようお願いいたします。

申請書記入上の注意

1) 申請者

所在地等の必要事項を記入し、代表者印を押印してください。なお、当会との取引等が支社・支店又は営業所等になる場合は、支社・支店又は営業所等の内容を記入してください。

2) 営業種目

取引希望順位1位の「区分番号」及び「種目」を記入してください。

多種目を取り扱っている場合は、1～41の番号を○で囲み、取引希望順位を記入してください。また、詳細を記入する場合（詳細の記入を希望する場合は「営業内容」欄に記入してください）

添付書類

※各証明書類は、申請日の3ヶ月以内に発行されたもの。

【法人の場合】

1) 営業許可証明書又は登録証明書（写し可）

※監督官庁より許可、登録等が必要な業種のみ

2) 納税証明書（写し可）※過去において未納の税額がないことを証明するもの。

※税額の記載は不要です。

国税：納税証明書(法人税)…【税務署にて発行】

市税：納税証明書(法人市民税)…【市役所にて発行】

【個人の場合】

1) 営業許可証明書又は登録証明書(写し可)

※監督官庁より許可、登録等が必要な業種のみ

2) 納税証明書(写し可) ※過去において未納の税額がないことを証明するもの。

※税額の記載は不要です。

国税：納税証明書(所得税)…【税務署にて発行】

市税：納税証明書(市民税)…【市役所にて発行】

※玉野市指名業者として登録している場合は、法人・個人とも上記1) 2) の添付書類を省略できます。

口座振込依頼書

貴社様へのお支払いについては、金銭取扱による事故・事件等を回避するなどの観点から、月末締め翌月25日に支払総額が1万円以上の場合は、すべて振込とさせていただきます。振込手数料につきましては、誠に恐縮ではございますが、原則、貴社様のご負担でお願いしておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

また、月末締めにて支払総額1万円未満の場合で、窓口払いを希望される場合は、当会まで集金にお越しくくださいますようお願い申し上げます。

なお、中国銀行宇野支店に口座をお持ちの場合は、手数料が不要のため、すべて振込とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※口座振替のみの場合、ご提出は不要です。

提出後に変更が生じた場合

・申請内容の変更事項(営業許可書で期限切れになるもの等を含む)について速やかに変更届を提出してください。

・書類はホームページよりダウンロードが可能です。

その他

当会では社協会費制度を設けております。ご賛同いただける方は、お問い合わせください。なお、任意加入となりますので、入会の有無による差はありません。